指定区間を含まない航路の申請様式

令和　　年　　月　　日

　　中国運輸局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

TEL

メールアドレス

一般旅客定期航路事業許可申請書

　海上運送法第３条第１項及び同法施行規則第２条の規定に基づき、○○○○航路（○○～○○航路）における一般旅客定期航路事業を経営したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

１．住所及び氏名又は名称（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）

　２．役員の氏名（法人である場合記載すること）

　３．事業計画

（イ）航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもって明示すること。）

　　　　起　点；

　　　　寄港地；

終　点；

　　　 相互間の距離

（ロ）使用旅客船の明細（予備船を含む）（第一号様式による。）

（ハ）係留施設、水域施設、陸上施設等の輸送施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 係留施設 | 岸壁・桟橋・ポンツーン等の構造  ビット等係船設備及び配置  防舷物の構造及び配置 について記載すること。 |
| 水域施設 | 港湾平面、使用予定水域の水深、港内操船図等について記載すること。 |
| 陸上施設 | 待合所、発券所、待合所と船舶の乗降口との経路、旅客乗降用施設の概要を記載すること。 |
| その他施設 | 旅客航路事業用施設があれば記載すること。 |

（ニ）周辺の道路事情（自動車航送をする場合。）

〔添　付　書　類〕

１．　イ．当該申請が法第４条各号に規定する基準に適合する旨の説明

（１）法第４条第１号　当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該　　　　　 航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

（使用船舶が航路の性質上適しているかどうか、係留施設の確保（使用　　　　　　　　　 権限）及び発着施設等について潮の干満の場合等においても旅客の乗 降が安全にできる旨等について記載すること）

　 【１】使用船舶

　　　　　　「使用船舶は、○○○造船株式会社で新造した滑走型船で、機関はボルボデイ　　　　　　ーゼル２機２軸、船体はＦＲＰ製であり、航行速力も全回転で３０ノットと快速を誇り、快適な乗り心地と相まって安全性についても旋回性、復元性、波浪対策等すべての機能・構造に優れた船舶で、日本小型船舶検査機構の船舶検査にも合格しております。」

　　　　　【２】係留施設・乗降施設

　　　　　　①岸壁、桟橋、ポンツーン等の構造

　　　　　　　「岸壁、桟橋、ポンツーン等の構造について、詳細に記載すること。」

　　　　　　②ビット等係船設備の強度及び配置

　　　　　　　「ビット等係船設備の構造・強度及び置配について、詳細に記載すること。」

　　　　　　　　（詳細は別添資料）

　　　　　　③防舷物の構造、配置

　　　　　　　「船舶の接する岸壁部分にゴム製のタイヤ（径直○○メートル）を○○カ所設　　　　　　　　置してあります。」（別添図面○○）

　　　　　【３】水域施設

　　　　　　　「使用桟橋の位置、配置などについては、添付書類（○○）の桟橋全体図を参

照して下さい。使用予定水域の水深については、○○港及び○○港は、航路

上○○ｍの水深があります。

　　　　　　　また、係留乗降用ポンツーン付近の入出港操船に必要な水域についても、使

用船舶の最大喫水○○ｍ以上の水深は確保され、十分に安全が確保されて

おり、何ら支障はありません。なお、港内操船図については別紙のとおりであ

ります。 ・　港内操船図　　添付書類（○○）」

　　　　　【４】気象・海象に対する安全対策

　　　　　　　「運航管理者は、旅客船を就航させる日は、○○気象情報サービスセンター　　　　　　から、第1便発航前と定時（○時）に電話連絡にて、○○湾内の気象・海象情報を入手し、本船発航前に船長に対し必要な情報を与えるほか、本船船長もテレビ、ラジオ、ＮＴＴ電話サービス等により常時気象・海象状況を把握して安全を維持する。

　　　　　【５】陸上施設

「①待合所、発券所、②待合所と船舶の乗降口との経路、③旅客乗降用施設

について詳細に記載すること。」

（２）法第４条第２号　当該事業の計画が輸送の安全を確保するための適切なもので　　　　　 あること。

（運航管理の体制、輸送施設の管理運営の方法等運航管理の概要及び運航管理者に予定されている者の略歴等の説明を記載すること）

　　　　　【１】運航管理体制

　　　　　　　①運航管理組織

１）運航管理者の略歴

　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　生年月日

　　　　　　　　　　本　　籍

　　　　　　　　　　現住所

　　　　　　　　　　最終学歴

　　　　　　　　　　職　　歴

　　　　　　　　　　　　　昭和　　年　　月　　日　から　○○会社○○課長

　　　　　　　　　　　　　昭和　　年　　月　　日　まで

　　　　　　　　　　　　　昭和　　年　　月　　日　から　○○会社○○船長

　　　　　　　　　　　　　至　　　　　　　　　　　現在

　　　　　　　　　　　　　乗船履歴　　　　甲板部員 　年　　月　　日

船　　長 年　　月　　日

計 年　　月　　日

・運航管理者略歴書参照 添付書類（○○）　　　　　」

２）運航管理組織図

「運航管理者　　　1名　　　　本社

運航管理補助者　1名　　　　本社

運航管理補助者　1名　　　　乗降施設現場 　」

３）運航管理者の勤務体制

　　　　　　　　　「・運航管理者は、本船就航中は原則として本社に勤務する。

　　　　　　　　　・運航管理者がやむを得ず不在となる場合は、運航管理規程の定めると

ころにより予め代行者を指名して運航管理にあたらせる。

　　　　　　　　　・運航管理補助者を常時就労させ万全の運航管理体制を維持する。」

　　　　　【２】運航中止の条件

　　　　　　「・発航の中止

　　　　　　　　○○湾内の気象・海象が次の条件の一に達していると認めるときは、発航中止する。

　　　　　　　　　風速 ○○Ｍ／Ｓ　以上

波高 ○.○Ｍ　以上

　　　　　　　　　視程 ○○○Ｍ　以上

・基準航行の中止

　航行中、周囲の気象・海象が上記の条件の一に達したと認められるときは、基準航路にかかわらず、航行の継続を中止し、反転、避泊、その他適切な措置を取る。特に周囲の視程が上記基準に達すると認めるときは、基準航路如何にかかわらず、一層見張りを厳重にすると共にレーダー等の有効活用により、安全運行を維持する。また、そのときの状　　　　　　　　　　況に適した安全な速力に減速する等、適切な措置を講ずる。」

　　　　　　　・（発着施設等について潮の干満の場合等においても旅客の乗降が安全にできる旨等の説明を記載すること）

　　　　　【３】乗組員

　　　　　　「・資格運航要員について記載すること。

　　　　　　　　・乗組船員名簿 添付書類（○○）

・海技免状（写） 添付書類（○○）」

　　　　　　「・運航に関しては、当社運航管理規程に基づき、運航管理者1名、運航管理補

　　　　　　　助者○名、の計○名 をもって安全管理につとめる。 」

　　　　　【４】各種作業体制

　　　　　　①陸上作業（内容記載）

　　　　　　②船内作業（内容記載）

　　　　　　③委託作業（無しの場合は、不要）

（３）法第４条第３号　前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有　　　　　 するものであること。

（前号以外の計画について適切である旨の説明を記載すること）

　　　　　　「・適正な船舶保険及び搭乗者傷害保険もすべて加入済みである。」

（４）法第４条第４号　当該事業を自ら的確に遂行するに足りる能力を有するものであ　　　　　 ること。

（旅客定期航路事業を責任を持って経営できる旨の説明を記載すること）

【１】会社概要

　　　　　　　　「・社名、所在地、資本金、主たる出資者等について、記載すること。

・会社案内 添付書類（○○）」

【２】経営形態、組織

　　　　　　　　「・会社機構図、　 添付書類（○○）」

（５）法第４条第５号　当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそ　　　　　 れのないものであること。

（申請航路について安全に運航できる旨の説明を記載すること）

【１】「①本計画の航路は別紙航路図にとおりで、○○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　船長は航行中絶えず周囲の状況に留意して、航走波により他船に危険　　　　　　　　　を及ぼさないように、適度の速力で航行することを原則としている。

　　　　　　　　　　・運航指針 添付書類（○○）

　　　　　　　　　　・離着桟操船図 添付書類（○○）」

　　　　　　　　　「②安全対策

　　　　　　　　　　　１）　申請航路は、安全運航上実行可能な範囲において、管制対象　　　　　　　　　　　　　船の航路を避けて設定し、航路を横断するときは、直角に近い　　　　　　　　　　　　　形で、速やかに横断する。

２）　航指管制信号に注意し、船舶交通の制限があるときは、航路　　　　　　　　　　　　　　外の安全な水域において待機する。

３）　停泊中又は航行中の漁船、はしけ、小型の納涼船、その他雑　　　　　　　　　　　　　　種船の航波障害の発生に留意し、付近航行に際しては、安全な速力、距離を確保する。

特に、○○○○○○○○○○○○十分に注意して航行することとする。

４）　夜間航行に際しては見張りを更に厳重にするとともに、レーダ　　　　　　　　　　　　　　ーを適切に使用し、安全航行に努める。

　　　　　５）　視界制限状態においては、見張りを一層厳重にし周囲の状況　　　　　　　　　　　　　　に応じて安全な速力まで減じ事故防止に努める。

　　　　　　　　　　　　６）　基準航路に関係する工事海域、障害物等の情報収集を常に　　　　　　　　　　　　　　行い、事故防止に努める。

　③　岸壁等使用計画

　 （ロ）創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画

　　　　　　　　（法人の場合は第三号の書類をもって代えることができる。）

　 （ハ）安全管理規程の概要、安全統括管理者及び運航管理者に予定されている者の略歴

２．申請者が法第５条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

３．申請者が法人である場合は、その定款及び登記簿の謄本並びに最近一年間の損益計算　書及び貸借対照表

４．その他添付書類

　　　 ①航路図

　　　　②使用船舶明細書

　　　　③船舶検査証書（写）及び船籍票（写）並びに一般配置図

④安全審査資料

（入出港図、使用船舶の要目表、接岸図、乗降図等）

〔別途申請等必要事項〕

　　　　 ・運航計画設定届出書

・運賃料金設定届出書

　　　・運送約款設定認可申請（標準運送約款の場合添付のみ）

・安全管理規程作成届、安全統括管理者管理者及び運航管理者選任届

（運航労務監理官に確認をお願いします。）

　 　　　・バリアフリ－法に基づく適用除外申請について（検査課に確認をお願いします。）

　　　 ・船員法関係の手続きについて（船員課に確認をお願いします。）